

令和4年7月1日

一般事業主行動計画

滝川ガス株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させ、従業員全員が働きやすい環境を作ることにより、従業員がその能力を十分に発揮できることを目標に、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年7月1日～令和7年6月30日までの3年間

2. 内 容

目 標(1) 男性も育児休暇が取得し易いよう、男性も女性と同様に育児休暇が取得可能であることを、従業員に対し周知すると共に、育児休暇取得者に対する他従業員の理解と協力により、男性でも気兼ねなく子育てに専念できる環境づくりを目標とする。

<対 策>

- 当社の育児休業制度の内容および対応方針をグループウェアや社内会議を通じて周知する。また、男性従業員の育児休業取得を促進するため、改正された制度内容の周知を図る。

目 標(2) 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の意義・目的に対する理解を図ることを目標に、周知および情報提供を行う。

<対 策>

- 法に基づく諸制度内容を調査・確認し、制度に関するパンフレットを作成して従業員全員に配布する。